

**新健康被害救済業務システム Outsystems 等
ライセンスの購入及び保守業務一式調達仕様書**

令和7年2月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

1 調達件名

新健康被害救済業務システム Outsystems 等ライセンスの購入及び保守業務一式

2 調達の背景

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、健康被害救済部（以下「救済部」という。）における救済給付業務、拠出金徴収業務及び救済制度に関する相談業務において、各業務のデータ処理や管理、業務統計の作成等の作業を迅速かつ効率的に実施するため業務ごとにシステムを構築し、必要に応じて各業務間を相互に連携する等、活用している。現在現行システムに代わる新健康被害救済業務システムを開発しており、令和7年2月から稼働予定である。

3 目的

本調達は、令和7年2月から稼働予定の新健康被害救済業務システムの円滑な運用のため、必要となるライセンス等の購入及び保守業務の外部委託を行うものである。

4 ライセンスの有効期間及び保守期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

※各製品の具体的な期間については適宜 PMDA に確認すること。

5 調達物件の要件（ライセンス内訳）

別表1を参照

6 納品物

「5 調達物件の要件（ライセンス内訳）」に示すライセンスのライセンス証書、もしくは、ライセンスの保有を証明するエビデンス資料。また、各ライセンス保守に係る連絡先がわかる文書等。

7 納入期限

令和7年4月中にライセンスの更新処理を完了すること。処理が間に合わないことで発生する全ての費用は受託者の責任において賄うこと。

8 納入場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7 階西

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

9 秘密保持

- (1) 受託者は、受託業務の実施の過程で PMDA が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び受託者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- (3) 秘密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

9 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項について紛争又は疑義が生じた際は、協議の上、解決すること。
- (2) 契約締結時に参考資料として、「5 調達物件の要件（ライセンス内訳）」に記載のライセンスについて入札金額に基づく単価表を提出すること。

10 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部部企画管理課 柴垣

電話：03（3506）9460

E-mail:kaitou●pmda.go.jp

●を@（半角）に変換して送信してください。